

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十八号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県

### 二 作業種類

公共測量（MMS測量）

### 三 作業地域

埼玉県（熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、幸手市、白岡市、伊奈町、川島町、吉見町、寄居町）

### 四 作業期間

令和四年五月十七日から令和四年七月二十九日まで